

外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的
外ヶ浜町では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、令和2年に外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町の事務・事業に関わる温室効果ガスの排出抑制に取り組んできたところです。
本業務により、全町的な計画である地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、町民や事業者との協働により、ゼロカーボンシティ達成に繋がる取組を推進していきます。
- (2) 業務名
外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
- (3) 業務内容
外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る各種調査分析、ビジョン・目標設定、会議等への支援、編集・印刷業務、総合的なコンサルティングを行う。
- (4) 業務期間
契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

2. 業務に要する費用（事業費限度額）

10,600,000円（税込み）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 公示日現在から候補者特定の日まで外ヶ浜町建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 外ヶ浜町暴力団排除条例が規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。

- ①全ての構成員が、上記(1)から(6)までに掲げる条件を満たしていること。
- ②構成員が本業務における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに参加していないこと。
- ③構成員が代表構成員に委託者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
- ④本プロポーザルの参加申込書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
- ⑤業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
- ⑥本プロポーザルの参加申込書の提出時から契約締結時までは構成員の変更がないこと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、メールにて提出すること。
※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和7年5月14日（水）
- (4) 回答方法：参加意思表明書を提出した者に対して回答をメールにて送信する。
※質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

5. 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ①参加意思表明書（様式2） 1部
 - ②共同企業体協定書兼委任状（様式3） 1部
※共同事業体で場合のみ、提出すること。また、提出書類のうち③の書類について共同企業体を構成する各事業者分を提出すること。
 - ③事業所概要（任意様式） 1部
※会社案内など事業所の概要が分かるもの。
- (2) 提出期限：令和7年5月19日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所：外ヶ浜町企画政策課
- (4) 提出方法：メール、持参又は郵送により提出すること。
持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) プロポーザル審査への辞退

参加意思表明書（様式2）の提出後、プロポーザル審査への出席を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式4） 1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 正本1部 副本6部

ア. 会社概要（様式5）

イ. 業務実績調書（様式6）

ウ. 工程表（様式8）

エ. 企画提案書（任意様式）

- ・様式自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにすること。
- ・文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- ・印刷はカラー、白黒を問わない。
- ・下段にページ番号を付すこと。
- ・各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

オ. 見積書及び内訳書（任意様式）

- ・金額は税込みとし、事業費限度額以下の金額とすること。

(2) 作成要領

①企画提案書の作成にあたっては、別紙仕様書及び下記8(1)から(10)の審査基準を参照の上、作成すること。

②原本には社名を記載し、副本には社名や社名が分かるロゴ等を一切記載しないこと。

(3) 提出期限：令和7年6月2日（月）午後5時とする。

(4) 提出場所：外ヶ浜町企画政策課

(5) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和7年6月11日（水）

※日程変更がある場合は、事前に連絡することとします。

(1) 審査（書類審査、ヒアリング等による審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記８（１）～（１０）で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてヒアリング等を実施し、高い評価を得た提案者を選考します。ヒアリングは参加意思表明書の受付順に実施します。

提案者が１者の場合についてもヒアリング等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。

審査の結果、最高点を取得した提案者が２者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

（２） 審査結果の通知

審査結果は外ヶ浜町ホームページで公表するとともに参加者へ書面により通知します。また、審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとします。

８． 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- （１）実績 10点
- （２）専門性 10点
- （３）業務推進体制 10点
- （４）地域への理解 10点
- （５）提案内容の的確性 10点
- （６）提案内容の実現性 10点
- （７）先見性・将来性 10点
- （８）プレゼンテーション 10点
- （９）費用効率 10点
- （１０）独自提案 10点

９． 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

10. 日程

公募開始	令和7年4月30日（水）
質問受付締切	令和7年5月9日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年5月14日（水）
参加意思表明書の提出期限	令和7年5月19日（月）午後5時まで
企画提案書等受付締切	令和7年6月2日（月）午後5時まで
書面審査・プレゼンテーション審査	令和7年6月11日（水）
結果通知	令和7年6月中旬（予定）
契約締結・業務開始	令和7年6月中旬（予定）

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （5）見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

12. その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- （3）提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- （4）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- （5）プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- （6）企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。
 - ア．企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
 - イ．プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。

ウ. 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、外ヶ浜町情報公開条例(平成 17 年条例第 197 号)に基づき提出書類を公開することがあります。

- (7) 当該業務は、「令和 6 年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の採択を受けた場合に限り契約締結を行うものとしします。

13. 担当部署(提出・問合せ先)

外ヶ浜町企画政策課

〒030-1393 青森県東津軽郡 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44番地2

TEL 0174-31-1214 (直通)

FAX 0174-31-1215

Mail kikaku-seisaku@town.sotogahama.lg.jp